

臨時休校

学則第6条第3号の規定により、通常の休業日以外に臨時休校となるのは次の通りとします。

(1) 午前5時時点で岡山市に次の警報が発令されている場合。

- ア 各特別警報
- イ 暴風警報
- ウ 大雪警報
- エ 暴風雪警報
- オ 大雨警報及び洪水警報の同時発令

警報が解除された場合は次のとおりとします。

警報解除時刻	授業開始時刻
午前7時までに解除	3校時から実施します
午前7時時点で発令中	臨時休校とします

(2) 学生の居住地及び通学途中にあたる地域において、次の場合には、保護者の判断により「自宅待機」をして各自の安全に努めてください。

- ア 上記(1)の状況の場合
- イ 主要交通機関(JR、バス等)が不通もしくは運休となり、代替の交通手段が確保できない場合。
- ウ 交通機関や道路等の状況によって登校が難しい場合
- エ その他の被災の理由で、登校が困難な場合

(3) 登校後に上記(1)のア～オの警報が発令された場合、原則その後の授業を休講とするが、気象状況や周辺の状況に応じ、学校に待機させるか下校させるか判断する。